

第2回 庄内町議会議員政治倫理審査会会議録（9月14日）

○石川 保委員長 ただいまの出席委員は4人全員でございます。ただいまから庄内町議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

（13時44分 開議）

○石川 保委員長 今回の事件につきましては、先に全員協議会で議員の皆さまに配布されました庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求書が齋藤秀紀議員、同じく小野一晴議員、同じく小林清悟議員、3議員連名によって審査請求書が提出されております。その内容に基づく審査会でございます。

それでは、ここで以上を申し上げました3人の請求者をお呼びし、その内容についてお聞きすることといたします。

暫時休憩します。請求者をお呼びしてください。

（13時44分 休憩）

【13：45 請求議員着席】

○石川 保委員長 再開します。

（13時45分 再開）

改めてご苦労さまです。本日の政治倫理審査会は先程も申し上げたのですが、庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づいて、去る8月24日付けに庄内町議会議員齋藤秀紀議員、同じく小野一晴議員、同じく小林清悟議員、3名の皆さま方によります審査の請求対象議員を長堀幸朗議員とする審査請求に基づく審査会でございます。

ここで改めて、庄内町議会議員政治倫理条例の審査会の審査の内容について確認をさせていただきます。

政治倫理条例第7条、審査会の審査等について謳われております。審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の存否を審査する。

第2項、審査会は、委員長が召集する。

第3項、審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第4項、審査会は、審査を行うに当たり、請求議員、被請求議員及び関係者に対し、聴取り等の必要な調査を行うことができる。

第5項、審査会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。

第6項、審査会は、審査の結果を議長に報告するものとする。

第7項、審査会の会議は、公開することを原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

以上、七つの項目に沿って審査をすることといたします。

8月24日付けで出された審査請求書に基づく内容について、ただいま3人の請求議員となられた議員が出席されておりますので、改めてその内容について説明をしていただきたいと思います。

○齋藤秀紀議員 それでは、事案の内容の（1）について、令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤議員から叩かれたとする苦情とその後の行為についての内容ですが、添付資料についてのメールの内容です。

メールの内容を読み上げます。「7月28日全協において、余目駅前レストラン再開の公募の報告があった。これについて、吉宮議長から、何か意見があればといったような発言。これを受けて私は挙手し、発言した。休憩開始、立席直前に背後のあたりから、斜め前から、隣席の斉藤議員から、これについての苦情、苦言、その前後、直後だったかに背中を叩かれていて、強い衝撃だった。今回については、病院に行ったりするほどではないけれどもかなり痛かったともいえ、何となしに今不調である原因と考え、今後のことも考え、ここに苦情する。」という文章になります。

これの中段の苦情、苦言とありますが、私は議会運営委員長としてその全員協議会において定例会の検証を行っております。定例会の検証で長堀議員には質疑は聞くだけでなく、調査及び研究を深め、論点及び争点を厳格にすべきであるというような検証結果があった直後に、報告事項について質問されたことについて、報告であるのであつた質問は不適切であると注意した経緯があります。そのことを苦情、苦言に取られたというのが理解できないことでもあります。前にも議会運営委員長はそれぞれ議会中には不適切な行為があった場合には注意していた。それは以前にも長堀議員は前の議会運営委員長からも指摘され注意されていたということで、今回私が議会運営委員長になっていきなり注意を苦情、苦言と理解されるというのは、これは心外であったということがあります。

それから、背中を叩かれて強い衝撃だった。長堀議員とは対峙していたので、後ろには私はいなかったと思われまふ。それを私が叩いたとするこのメール、なぜ行ったのか理解できなかったのですが、たぶんであります。もし叩いたとするならば、長堀議員の席から見れば私は目の前にいたということで、後ろから叩かれるというようなことは発生しなかったのではないかとと思われまふ。

それから、仮に後ろに瞬間的に移られたとしても、当時私はぎっくり腰で療養中であり、骨折するような強い衝撃を人に与えられるような行動はできない。立つにせよ、真っ直ぐ立って座るといふような行動しかとれない、身体をひねるような行為はできなかったということもあつて、叩く行為そのものができなかったということもあります。

それから、議場内では議員と当局がすべての中での話で、これだけの強い衝撃を与えたということであれば誰かしら見ていたのではないかと考えられます。

それから、終わってすぐ事務局の方から連絡があるので議場からは出ないよという指示があつたので、そのときの指示のときには私はドアのところに立っていた。ですから、ドアのところに立っていたということが事実ずっと立っていたので、長堀議員には一切近づいていないということがありますので、見覚えのないと言える、それも一歩間違えれば傷害罪、暴行罪、こういった種類になるものを法的なメールの送り場所として送られたということで、逆にこれを私が証明できなかつたら犯罪になってしまう。例えば休憩室に二人しかいなかったときにこういったメールを送られたりすると、私は一切証明することができないという立場に立たされますので、こういった行為をされると私でなくても、たぶんこういう行為をしたというメールを流されると、相手方、つまり私の場合はそれを証明することができなくなる。でも、今回は議場には議員と当局が全員いた中でのメール

だったので、どうかこれについては調査をすれば証明できるのではないかと考えますので、そこのところを調査していただき、今回のメールの内容の精査もしていただきたいと思います。

それから、(2)についてでございます。令和2年8月21日に開催の広報常任委員会を私事都合であったにも関わらず欠席した行為についてであります。

長堀議員は2年間議員をして、総務文教厚生常任委員会でも私たち一緒にしていた中で、公務優先、ことあるごとに日程を組むときは公務優先でしなくてはならないというのを何回も何回も言ってきた経緯があります。そのことは重々知っているかと理解しておりますので、その知っているにも関わらず今回東京の方に行ったということで、これはどう理解していいのか分からないので、こういった内容で事案の内容といたします。以上です。

○石川 保委員長 齋藤議員から内容についての説明がありました。同じく請求議員であります小野一晴議員、並びに小林清悟議員についても、その考え方、あるいは事案の内容も含めて請求の理由について何うものであります。

○小林清悟議員 ただいま齋藤秀紀議員からは今回の請求書に記載した事案の内容について説明がありました。私からは今回請求者に名前を連ねた理由を申し上げたいと思いますが、委員長よろしいですか。

○石川 保委員長 はい。

○小林清悟議員 私が今回この請求者に名前を連ねた理由であります、前回と言った方がいいのでしょうか、私が議会運営委員長時代であります、要するに現在は齋藤秀紀議員が議会運営委員長であります。その前は私が議会運営委員長時代であります、ただいま話もありましたように、長堀議員に対しましては私も議会運営委員長という立場から正副議長室において何度も注意・指導を行いました。その際に、注意・指導を行っている最中の長堀議員の言動に大変大きな問題があったということで申し上げたいのであります。

それは、私が議会運営委員長として注意・指導を行っている最中であり、長堀議員からは裁判所を通して、訴えます、あるいは警察に通報しますというような発言を繰り返すのであります。注意・指導中であり、また、注意を行っている最中、途中にも関わらず本人が「あと終わり終わり」と言って、勝手に席を立って退場するのであります。注意が終わったのでいいですよということもなしに、自分で勝手に立って会場を後にするのでした。

また、ときには以前議場でもありましたが、激昂して正副議長室のテーブルを叩きつけるのであります。ですから、どちらが指導・注意を与えているのか分からないような、そんな雰囲気になることもありました。

まずはこのように、立場のある人から注意・指導を受けているのにも対して、真摯に聞く姿勢、態度がないということは大変に大きな問題ということであり、

また、同じく私が議会運営委員長時代であったこととありますが、実は〇〇〇の〇〇〇教育委員会に長堀議員が執拗なまでのクレームメールを送信していたようでありました。聞いたところとありますが、平成30年の10月から昨年、令和元年の7月までの、まずは

約1年間の間に合わせて30回以上のメールを〇〇〇教育委員会へ長堀幸朗議員が送信したと聞いています。実はこのメールについては、長堀議員が議員になる前から繰り返されていたということのようでありました。まずはこういったことがありましたので、〇〇〇教育委員会から昨年、平成31年になりますが、昨年の2月22日でありました。本町、庄内町の教育委員会に対して〇〇〇教育委員会より連絡が入りました。長堀議員の内容は、長堀議員の人物の確認をしたいということとともに、メールをやめていただきたいというような連絡が本町の教育委員会に入ったということで、これは議会事務局より私議会運営委員長に話があったところでありました。

ちなみに、それではメールの内容はということですが、長堀議員が執拗なまでに〇〇〇教育委員会に送っていたメールの内容は、まずは聞くところによりますと、臨時採用の教師ですが、1年間で採用がまずは終わったことに対するクレームだったようでありました。本人は継続して雇用していただけたらと思っていたのが1年で雇用が終わってしまったことに対するクレームだったようでありました。また、本人が担任しようと思っていた科目、教科と言うのですが、それ以外の教科を担当させられたことに対するクレームだったと伺っております。

それから、私が議会運営委員長時代にもう1点ございます。同じ昨年、平成31年の2月25日でありましたが、今度は〇〇〇の〇〇〇の教育委員会から、これは直々に庄内町の議会事務局に電話があったということで、同じく長堀議員より〇〇〇の教育委員会に対しましてクレームメールが送られてきたということで、相手方からはメールをやめていただきたいという電話が直接庄内町議会事務局にあったということでありました。ここから察すると、議会事務局に直接電話があったということは議員名で相手方にメールを送ったのではないかと推測されます。

なお、〇〇〇教育委員会へ長堀議員が送ったメールの内容ですが、これも聞くところによりますと、児童へのいじめ、虐待についてということで、〇〇〇の教育委員会に対して長堀議員から「そんな部署は解散した方がいい」というような、そういった内容のメールが送られてきましたということだったようでありました。

まずは私が議会運営委員長時代にあったことも含めまして、このようなことから私は今回請求者に名前を連ねたところでありました。以上であります。

○石川 保委員長 ただいま小林清悟議員の方から請求者に名前を連ねた理由について伺いました。同じく小野一晴議員の方にその理由についてお伺いいたします。

○小野一晴議員 私からは請求議員に名前を連ねた、その思いだけ一言申し上げたいと思っております。

我々議会議員というのは有権者の付託を受けてこの立場にいるわけですので、我々の発言に関しては役場庁舎内以外で、やはりしっかりと受けとめて、意見を聞かれることはありますが、どうも長堀議員の言動を見ていると、だから言いたいことを言わせてもらうんだと私には映るのですが、やはり我々は町民の付託を受けてこの場にいるからこそ、その言動には重い責任が伴うと思っております。

我々議会議員には、何々議員の前に庄内町議会何々議員という呼び方をされるわけです。その庄内町議会のという部分に重い責任を感じて我々は普段の言動を戒めて、十分熟慮して発言することにはしているはずですが、どうもここ近年の長堀議員にはそういう言動が見られませんので、ぜひ庄内町議会のということの重さをしっかり自覚していただいて、今後の言動に繋げていただきたい、そのための審査会で、委員の皆さんに対する質疑に対して誠実に答えていただきたいということを申し上げて終わります。

○石川 保委員長 ただいま3人の請求者の議員の皆さんから請求書の内容について説明いただきました。繰り返しはいたしませんので、それぞれメモをとっていただいたと思っています。

ただいまの発言も含めて、そして先に審査請求書並びに添付資料として事務局宛のメール、あるいは会議欠席届がありますので、これらも含めて3人の請求人に対し、この際質問があればお受けしたいと思います。挙手をして発言してください。

○國分浩実副委員長 先程齋藤秀紀議員から叩かれた件は、被請求議員は軽微な暴力と言っているところもありましたが、これについて本人が資料の、本日配布いただきました7月28日全員協議会において暴力を受けたことに関する連絡等の状況ということで、事務局が連絡を受けたものが時系列になっているものをいただいたのですが、この中には、長堀議員の叩かれたということに対して、間違いだったのか勘違いだったのか、途中で話が変わってしまっているというようなところが見てとれるのですが、それに関して先程齋藤秀紀議員からは話がなかったのですが、そこをまず1点確認したいと思います。

○齋藤秀紀議員 このメールの後段の方に、当然私が叩いていないわけなので、こういったメールをなぜ送ったのかと言って、そもそも当時のことを長堀議員と話をし、目の前にいる私がどうして長堀議員を叩けるのですかと言った場合、そういうやり取りをやった結果、目の前にいるんだから後ろから叩かれたということはないということで訂正されたということで、誰に叩かれたのですかということになると誰かに叩かれたという回答をいただきましたが、誰の部分については答えていないということで、間違っただけの部分についても謝罪もされていませんし、間違えだと言ったわりには帰り際に「やはり齋藤秀紀議員から叩かれた」と言われたこともあって、それはおかしいでしょうと言ったのですが、何か言っていることがちぐはぐだったので、これ以上言っても無理かなと。

ただ、その後に議会事務局の方にも間違いだったというメールが入っているようですが、それについても私には説明が一切なかったということでもあります。

○國分浩実副委員長 本人の話も二転三転していると私はとりました。それで、2回目のメールですか、苦情その2について、彼は全く論点がずれた形で来ているのですが、最後のところに「私も、全国的ないろいろと有力な経歴や人間関係をもっていて、役職ある齋藤議員の横暴は、庄内町の大損害を生じさせます。」という文言があります。これ議員宛ですので齋藤秀紀議員は半分我慢していると聞いているのかもしれませんが、一般町民が万が一、職員などこういうメール、この最後の一文で非常に脅威を感じるというか脅迫めいたような感じでとるのではないかと。私もある方、司法の関係者の方に聞いたら、やはり一般町民であればこれは脅迫ととられる可能性もあるとお聞きしました。

齋藤秀紀議員はこの文言に対してどのように感じましたか。私だったら同僚議員からこういう文言をもらうとやはり脅威を感じる、恐怖を感じる、無視をすれば何か仕返しがあるのではないかというぐらい私はそのような感じを持ってしまったのですが、この件について齋藤秀紀議員はどう思いましたか。

○齋藤秀紀議員 今回請求にあたってなんですが、当然報道関係で新聞にも載ったということで、当然新聞に載るということは、審査前に新聞に載るということは、叩いた・叩いていないが同時に載るわけですが、そういったリスクも背負って請求しなければいけない、案の定新聞に載って、新聞を最初から最後まで読んだことはないので、齋藤秀紀議員叩いたのか、大丈夫なのかと、心配しているよと、私が被害を被るような結果にもなっているのも大半であります。でも、最後まで読んでくれた方は読めば分かるよねという人もいましたが、そういったリスクを持ってやらなくてはいけなかった。

今回ここに書かれている横暴な大損害をさせるという誹謗中傷は、本人にとってはこれが日常茶飯事なのかなと思ってますし、こういうことをしないと憂さが晴れないのかなと思っておりまして、そういったことが議員としてやはり品位に欠ける行為なので、それを直すか直さないかということはやはり直していかなければいけない、直さなければ私は辞めていただきたいと前々から言っていたので、できないことをやれとは言いませんが、できなかつたら辞めていただきたいと思っていますので、そういった覚悟を持って申請していることでもあります。

○國分浩実副委員長 話を聞かせていただきました、まず私の方ではその旨賜っておきたいと思いますが、2点目の8月21日広報委員会を私事都合であったにも関わらず欠席したという行為、これも審査の事案の内容ということで、これを審査の対象として上げられた理由を先程お聞きしましたが、この内容について、理由が教員採用試験2次試験、〇〇で受験のためということではありますが、この内容で欠席したということに対して請求議員の方ではどのようにお考えかお聞きしたいです。

○齋藤秀紀議員 公務優先してくださいと前々からの話をなぜ無視されるのかと思っております。それから議会事務局の会話等でも、直接聞いた話ではないですが、今回これに合格すれば3月には辞めるんだからということで話もされていたということで、議員になぜなったのかという問題点も、本人は庄内町に欠員が出たのでなってあげたんだよという発言もしているということでもありますので、そういった観点から議員って何だろう、この人が議員になったのは何でだろうというのが非常に疑問があります。

公務優先の考えは全くないのかなと思ってますし、公務優先であれば、やはり辞めるからいいんだという会議にはならないと思ひまして、そこのところは直接聞いた話ではないので確認していただきたいのですが、議会なんか2、3日休んでもどうってことないんだというような声も囁いているということもありますので、そこのところも確認していただければと思います。直接聞いた話ではないので、はっきりではありませんが、そういった話もしているということが耳に入ってくるものですから、やはりここところは改めていただきたいと思っています。

○小林清悟議員 ただいま副委員長からあった内容については、私もこの最後のページの資料を見て疑問に思ったのですが、広報委員会は委員の皆さんで日程を決める委員会です。ですから、例えば本会議が決まっている定例会のようなことでガチガチに縛りのある日程ではなくて、広報委員会の皆さんで打ち合わせを行って都合のいい日、都合の悪い日、その辺りを協議して日程を決めるということで私は認識していますから、そういったことからすると、この広報委員会は自分の都合の悪い日を発言しなかったのかできなかつたのか、あるいは分かっていたけれども承諾したのか、その辺に非常に疑問に思うところではありますが、いずれにしても広報委員会は委員の皆さんで日程決めができるということからしますと、長堀議員のこの対応は私はまずいといいましょうか不適切だったと見ています。以上です。

○石川 保委員長 この際、今お二人の方から発言があった8月21日に関しては、ここに、政治倫理審査会の委員の中にも広報常任委員会委員長がおりますので、この関係についてのみ、ただいま小林議員の方からあった都合の、長堀議員がこの日程に調整に対してどういう発言と行動をとったのか、そのことだけ確認させてください。委員長としての確認です。

○國分浩実副委員長 それでは、私は広報常任委員会の委員長という立場でもございますので、経過をお知らせしたいと思います。

まず8月3日ですが、この日に議会広報常任委員会と議会運営委員会の合同会議がありました。その合同会議終了後、広報常任委員会の次回の日程について、散会後に取りまとめをするということで、その際に私の方から8月21日という日程を提案させていただきました。それで長堀議員以外はまずは大丈夫だということでありました。ただ、長堀議員からは同日は先約があるということは私も聞きました。ということで、私の方からはどうしても延期や前倒しが不可能な用件であれば、それは欠席届を事務局の方に提出するようということで当日は話をしました。

その後、8月12日ですが、まだ長堀議員から届け出がまだ出ていないということでしたので、私も8月3日当日は先約があるということはお聞きしましたが、どこに何をしに行くのかという内容では聞いておりませんでしたので、改めて本人の方に8月12日の午前8時前に、7時五十何分ぐらいだったと思います。メールの記録があるので、詳しい時間がお聞きしたければ記録が残っておりますが、午前8時前に長堀議員本人へメールをしております。欠席理由と公務優先の原則を考慮の上判断をしてほしいと。届け出の提出の前にいま一度考えて判断してほしいという旨でメールで本人に伝えております。

ですが、私の記憶では8月12日の午後まで、お昼ぐらいだったと思いますが、私もちよほど事務局にいたのですが、そのときに本人が提出に来ました。そのときは私は本人とは話をしておらないのですが、ただ私の送ったメールは開封済みになっておりましたので、本人は見えていないということではないと思います。ですから、私が公務優先の原則と欠席理由を考慮した上で判断してほしいということを理解した上で彼は行くという判断したのかなと私はとっております。

私の方からはその経過については以上です。

○石川 保委員長 改めて小野一晴議員。

○小野一晴議員 今回のこの（２）に関しては、公務優先をしなかったということが一番の基本だとは思いますが、私がこれ違和感を感じたのは教員試験を受けに行くということは、本人のこれまでの発言からも、要は議会議員をやめる前提の試験に公務を放り出して行く、このことに大変違和感を感じております。皆さんの審査の基本はあくまでも公務優先の部分だとは思いますが、ここに私は一番違和感を感じて今回の請求議員の一人になったということは申し上げたいと思います。

○石川 保委員長 副委員長の質問に関しては以上だということであります。他の審査会の委員の皆さんの質問はどうですか。

○阿部利勝委員 では、私の方から少しお伺いさせていただきます。

この全員協議会の際、私も長堀議員の隣には座っておりました。確かに音とか物音とかがあったかとか、どういう状況であったかということをお聞かされたのですが、何も気づくような状況ではありませんでした。ただ、一連の流れの中で、ひょっとしてあのとき齋藤秀紀議員もこちらのドアに移動したということは、他の議員の方々も確かに何名かは移動した経緯もあったようで、私も立っていたのかなとかと思っていたのですが、そのときにひょっとして、あそこは狭いので誰かがすつとぶつかったのが叩かれたと勘違いしたのかなと思ったことはあります。それも私は全然見ていたわけでもないし、当然誰かが叩いている現場等は確認しておりません。これはそのときの状況です。

私はこれを受けて、齋藤秀紀議員が当然叩いてもいないのにメールを送られれば、普通であれば苦情に行くなり何らかの反論をするかと思って、その２枚目のメールの内容に入ります。

そのときの状況をお聞きしたいのですが、していないことを公の場にしたらと言われれば当然、それが個人的連絡であればいやいやしていないよと個人的な話し合いとなるのですが、それが議会事務局に連絡があって、齋藤秀紀議員が犯人、ないしは犯罪者のようなメールに受けとられるのに対して、齋藤秀紀議員は家が近所ということで、自宅に赴いたというメールの内容かと思えます。

そこで齋藤秀紀議員にお聞きしたいのは、このメールの内容だけを見ると、かなり横暴な口調でその現場に出向いて行ったのか、その辺の状況をお話していただければと思います。

○齋藤秀紀議員 どういった横暴したのかと言われますと、横暴した覚えがないので答えようがないのですが、そこのところは長堀議員から聞いていただきたいと思えます。当然もともと議員って苦情をメールでやったりするということは、まず直接会って話をするのが筋だと思うので、結局なぜこういった事態になったのかということをお聞きすることは当然のことだと思うのですが、その聞き方がどうであれ、こちらはこれだけの被害を受けているので、それを横暴だとか横暴でないとか、それはあまり関係ないと思えます。

今阿部議員が質問していますが、阿部議員が見たから私だと長堀議員が言っているということもありますので、そういったことも非常に私は疑問を持っていて、それに対して、

阿部議員の方からは見ていないということを知っていましたが、長堀議員は阿部議員から聞いたというような話もされている。どこに真実があるのかよく分からない中で、非常に私も対処が困っているということで、それが横暴なのか横暴でないのかと言われても、どこが横暴であるかという答えがありません。

○阿部利勝議員 メールの文言そのものに「無断で触り品格ない横暴を受けました。ひどい。」というメールの中身があったので、そのときの現状です。

○齋藤秀紀議員 我が家の備品に触ったということは、たぶんチャイムを押したことだと思います。彼の家は常に鍵がかかっている、連絡のとりようがなかったため、せめてチャイムがあったのでチャイムを押した。このチャイムの音で彼は出てきたのかなと思っていますので、チャイムは当然押すためにあるのかなと、それを触ったからどうのこうのとと言われてもと思っています。

○小野一晴議員 どうも今審査会が始まっている中で請求議員と当事者が混同して議論になっている部分があると思いますので、請求議員段階の確認の部分と、あと当事者として、必要であれば齋藤秀紀議員も出席して、いろいろ請求・被請求議員とのやり取りは必要になってくるとは思いますが、そこを混同しない方がいいのかなと思いますけれども…。

○阿部利勝委員 了解です。

○石川 保委員長 改めてですが、質問があれば続けてください。

○阿部利勝委員 それでは、このメールの中で疑問のところだけを聞いているということです。この段階でアポなしで行ったという、いわゆる電話をかけて何時何分に、長堀議員の言っていることと自分のやっていることは全然違うんだという弁明に行く前に電話とかはしなくて直接自宅に伺ったという、その事実だけ確認いたします。

○齋藤秀紀議員 全議員が知っているとおり、長堀議員に電話して出たことはあるのかと私は理解しております。一切出ないのが長堀議員でありますので、長堀議員に電話する意味がない。

○阿部利勝委員 理解いたしました。

○石川 保委員長 ここで内容について、先程委員長として確認をしたいわけですが、後程長堀議員の方にもお聞きしますが、齋藤秀紀議員からはこれまでの聞きとりの中にあるように、私は叩いていないと、そういった行為についてはした覚えがないといった発言がありました。今のやりとりの中で、齋藤秀紀議員の方からこれは事務局との関わりの中で、事務局的にも確認をしているのですが、その後、長堀議員から聞いたときに阿部議員が見たという発言があるのです。この際、本人がいらっしゃいますので、この内容について確認をいたします。

○阿部利勝委員 その件は先程申しましたように、事前にも問い合わせがあったように私は見ていませんし、今までの流れの中で長堀議員を叩くような事態というのはとても考えられなかったと思われまます。全然見ていません。そして音も聞いていません。そういうドンとかガンとか痛いとか叩かれたとか、例えばそのような声を発したというのも記憶にはありません。

○石川 保委員長 本職として確認はさせていただきましたが、今のお答えに対して阿部委員の方

からは、去るこの内容が発生したと長堀議員が主張する全員協議会の中では、阿部議員が発言したと、見たと長堀議員が言っていますが、そういった事実はないということで、最終確認いたします。そのようでもいいですか。

○阿部利勝委員 はい。ただ、もう1点、逆に長堀議員から「阿部議員見たでしょう、証言してください。」みたいなこともないです。どちらもありません。

○石川 保委員長 念のため申し上げておきますが、事務局としてこの件について確認をした段階で阿部議員の名前が出ましたので、その際本人に確認をし、今言った同じ内容で返答をいただいているということを委員の皆さんに申し上げたいと思っています。

それでは、改めてですが、他に質問はございませんか。

○鎌田準一委員 それでは、私の方からは聞くことは今のところございません。お二方からお話が出ましたし、請求議員の3人の方からも聞きました。そのことについての審議については被請求議員についても確認をさせていただきたいと思います。

それでこの部分で特に重要な部分というのは、やはり叩いた・叩いていないという事実が本当なのかどうかということの認定が非常にポイントになると私は思っています。このことについては厳正に聞かなければいけないと思っています。

それから、請求議員の齋藤秀紀議員以外のお二方からは、以前の長堀議員の行動とかそういうことについてもお話がございました。これは参考にはなりますが、正直に申し上げて、今回の案件とは少し離れた関係での案件になります。したがって、それを直接議論して、今回の審査の内容にするということは少し無理があると思いますし、改めてこのことについて審査会を開催してくれということになれば、それはまたいろんな事実が出てきた場合、改めて議論するという形になると思っております。

それから、お三方がいらっしゃる中で、最後の常任委員会を欠席した関係です。これは私の個人的な意見になりますが、確かに請求議員の皆さんがおっしゃるように公務優先という考え方はこれ基本的に尊重しなければいけないと私は思っております。ただ、この際、ではいかなる理由についてもその理由いかんでは、いわゆる公務優先しないといけないということが優先されるのかという判断になりますと、欠席届そのものについては、私は事務的な問題でありますので、審査の中の倫理に抵触するかどうかという判断は非常に難しい部分があるかと思っております。これはまた皆さんのご意見を聞きながら判断をしていきたいと思っております。

今のところお聞きするところはございませんでしたが、考え方を一旦示させていただいて、私からの質問を終わります。

○石川 保委員長 私の方から3人の請求議員に対して少し質問をさせていただきますが、もし皆さんの方でなければ皆さん方からの質問については以上ということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 では、改めて委員長として請求議員の方にお伺いしたいと思います。庄内町議会議員政治倫理条例のいわゆる政治倫理基準が第3条の方に示されています。その内容は第1号から第5号まであるわけで、その内容については承知していると思っておりますが、先

程来いろんな理由も含めて、いろんな状況、そして発言がございました。改めて政治倫理基準に照らして、今回の長堀幸朗議員が行った行為については、どのような考えを持っているのかお聞きしておきたいと思います。もし発言したい旨があれば、発言したくないということであればよろしいですが。

○齋藤秀紀議員 政治倫理審査会にかけるということで審査委員の結論は重視したいと思いますが、第1号に書かれている品位の問題だと思っております。先程今回の審査基準にはないという部分が小林議員に対してもありましたが、審査なので聞く分には聞いてほしいと思っております。なぜかと言うと、議員の質の問題も話をしているので、今回の審査の内容に上がったものだけをやればいいんだということではなくて、相手方は議員でありますので、隠す必要はないでしょうと、聞かれたものに対しては真摯に答えてくれると理解しておりますので、審査の基準にならなくても聞いて、今後やらない方向に導いていただければと思います。

○石川 保委員長 他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、今回提出された審査請求書に基づく齋藤秀紀議員、小野一晴議員、小林清悟議員の3名によります請求書の中身についての調査を以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 それでは、以上でお三方に対する質問を終わります。どうもご苦労さまでした。

【14：33 請求議員退席】

○石川 保委員長 午後2時45分まで休憩します。(14時33分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。(14時44分 再開)

休憩前の請求者であります3人の議員によります聞きとりを終了し、ただいまからは対象議員となっております長堀幸朗議員から入室していただき、本人に対する質疑を開始したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 それでは暫時休憩して長堀議員を呼んでください。(14時44分 休憩)

【14：45 被請求議員(長堀幸朗議員)着席】

○石川 保委員長 再開します。(14時45分 再開)

令和2年8月24日付けをもって、齋藤秀紀議員、小野一晴議員、小林清悟議員より請求されました庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく、審査請求書として審査対象議員である長堀幸朗議員がいらっしゃいますので、今回の事案の内容について審査会の委員の皆さんから質問をしていただきます。

○國分浩実副委員長 では、まず端的に・・・。

○石川 保委員長 暫時休憩します。(14時46分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。(14時46分 再開)

○國分浩実副委員長 それでは長堀議員に端的に最初お聞きしますが、7月30日木曜日に議会事務局へ苦情ということで「全協休憩開始時に叩かれたについて」というタイトルでメール

を発信していますね。

まずこの話は私としてはまず本人に確認をとるべきだったのかなというふうに思います。そこでまずなぜ本人へ確認をとらず、またこのような文書で公になるような形になります。事務局に送れば。そういう形でなぜこういうメールを発信したのか。

それと二つ目、7月31日にも苦情その2ということでメールを発信していますね。今度この中身が全く叩かれた最初の内容とは論点が全く違う内容でメールが発信されています。この中身を、なぜこういう時系列になったのか説明いただきたいと思います。

○石川 保委員長 きちんと、手を挙げて。

○長堀幸朗議員 では座ったまま説明させていただきます。

本人に確認をとらずは、だから、例えば暴力を振るわれたら本人に言うのではなく先に警察に言うというのがあると思うんです。それと同じで、先に事務局に言った。それで、本人にも一応メールを送っています。そしたらやって来てという話はその2に書いてあるということです。

メールを発信、だから電話で言うということも良かったと思いますが、緊急を要する内容ではなかったの、警察、私で言えば警察に当たる事務局に電話をすると事務局がいろいろな仕事等があるから、別にこれは数日経ってからとかいうようなことなので、事務局が都合のいい日に見てもらおう、そういったような意味合いのために電話でなくメールにしたということ。

そして論点が違う内容という話で、これはもう、まず警察に当たる事務局に私はメールを送ったわけです。本人に、今指摘されたように本人に何も言わないのはどうかと思うのと、いうようにも思ったので本人にメールをしたわけです。そしたらその件について、私叩いていませんよという意味合いのことで、これはだからやって来て、論点が違うというよりもこれは別の件という感じかもしれないです。わざわざうちに、自宅にやって来て、マスクもしないでいろいろなことを、文句を言ってくるという犯罪をされたという二つ目の苦情なんです。

○石川 保委員長 何をされたですか。犯罪をされた、ですね。

○長堀幸朗議員 マスクをしていないということで。人の家に脈絡もなく来るということは犯罪だと思う。電話で一言断ってから来るということでもいいはずだ。突然来て、しかもこの新型コロナウイルスのときにマスクをしないで。そしてそれが、論点が違うと言われたら、二つ目は違う件での暴力を受けたといったような趣旨の事務局に対する、事務局への報告です。

○國分浩実副委員長 まず、長堀議員の事務局へ連絡、やりとりの中で、誰が叩いたかというところが分からなくなってしまって、それが結局、二転三転、誰が叩いたか分からないので何もしなくてもいい、そういったことも事務局に言っているようです。なぜこんなに犯罪者扱いした後ですぐそういう何もなくていいという話になってしまうのか、まずそこを1点お聞きしたいのと、長堀議員は今事務局の警察と意味が分からないことを言っていました、その真意を伝えていただきたい。

それと二つ目の2度目のメール、これ「犯罪者だと思う」「犯罪です」と明言しましたが、ではなぜ警察に通報しないのですか。この2点。

もう1点、すみません。2度目のメールの最後です。「私も、全国的ないろいろな有力な経歴や人間関係をもっていて、役職ある齋藤議員の横暴は、庄内町の大損害を生じさせます。」とあります。私がもし同じようなメールを、最後にこういう文面があるものをもたらすと、非常に脅威というか恐怖感がある。やはりこういうことはされた相手がどう感じるかということがすごく大事です。長堀議員は軽い気持ちなのかもしれませんが。相手にそういう思いをさせてしまう。こういう内容を最後付け加えたその理由を。以上、3点。

○長堀幸朗議員 誰が叩いたか分からないので何もしない、それは私から見れば齋藤議員は大変暴力的に私の家にやって来て、突然ピンポンピンポンとやって。いいんです。そういう内容。ですから、それがあったから・・・。

○石川 保委員長 長堀議員の主張でなくて、聞いている内容についてお答えしていかなければいけないので、2より1が最初。それがあって2でしょう。ですから最初に叩いたと言っているのは長堀議員なんだから、齋藤議員は叩いていないと言っているわけですし、そのことについて副委員長が質問をしているわけですから。

○長堀幸朗議員 まず、要するに齋藤議員に叩かれたと言ったことを私は事務局にメールして電話したところ。それについて、次に齋藤議員がやって来て、叩いていないといったことを強く暴力的に言って帰ったということがあって、そしてそれを受けたので、そのときの会話で「あなたは私が叩いたのを見たんですか」といった趣旨のことを齋藤議員が私に質問しました。そして私は直接目で叩いたところを見たわけではありませんでした。振り返るに。でも位置関係的に言って、叩いて文句を言った、文句を言って叩いてきたといったところで、すぐそこにいたのは齋藤議員だけだったし。でも実際に見たわけではなかったわけです。目で見たのかといった事柄について、私は見ていない。だから、それから、ということは一つ、細かいことを言うと一つ結論として出て、その会話で。

そして次に大変暴力的なので怖いもので、何もなくていいというふうに、恐怖にもって言ったとかいうところなんです。だからこの誰が叩いたか分からないので何もなくていいというのは、これは齋藤議員が来て会話をした後に事務局との会話で言った言葉だと考えている。その前だったら、齋藤議員が叩いた叩いたと結論的に言っているもので、したがって叩いたか分からないよねとはなっていないのであるわけです。1の答えです。

2、事務局が警察…すぐに叩かれた直後に110番なりするのであれば警察だけど、もう何日か経っているし、いまさら、したら、病院に寄って例えば診断書をとってから警察に行くとか、例えば。警察に言うなら。だから、警察代わりということで、事務局には、何て言ったらいいか、とりあえず問題にしてほしいとかいうようなことを事務局には私は言っています。

齋藤議員はこう言っていますが、とにかく議会終了後議場を出る前に齋藤議員が先に出ていく、出ていくときに、背中とか肩をバンと叩いて、何か私が言った事柄について、こういう点が良くないというような感じで指摘してくれたとか、苦情を言われたとか

というような感じなんです、この件については。

それで背中ということで新聞には出ていましたが、肩とかいったところでもありまして、少し話がずれるのですが、これによって何もぶん殴られたわけではないのですよ、私は。ぶん殴られたりすれば、そのぐらいのことであればもちろん警察なんです。強く叩かれた程度であるということなんです。しかし、叩き方とか叩くつぼとかもあるし、脳卒中で倒れたらどうしようなんていうふうにも今も少し思っているくらいです。

○石川 保委員長 発言の途中ですが、聞いていないことについてはお答えしないでください。

○長堀幸朗議員 事務局が警察というのは、何と言ったらいいか・・・。

○石川 保委員長 お答えできないかな。そういうふうに思っているということですか。警察代わりにね。

○長堀幸朗議員 警察の代わりに、警察に通報するほどじゃないけど、事務局には言う程度のことだというふうに判断したからなんですよ。

○長堀幸朗議員 もう一つあって、警察に通報すべきであるということ、今申し上げましたとおりで、ぶん殴られたらとかいうくらいだったらもちろんすぐに警察に・・・。

○石川 保委員長 そのことは、警察の関係は終わりました。それで最後に残っているのが、メールのこの表現。

○長堀幸朗議員 この件について齋藤議員に対して大変腹を立てています。齋藤議員は叩いていない、触れていないとか言っているわけですが、それについては誰かにということ、表現を変えますが、齋藤議員を含めての誰かにであります。そして、何もお家にやって来て、ピンポンピンポンとかやって、こういったことがどうのこうの、しかもマスクをしないでなどということは、議員あと委員長という人がするにはもってのほかのことであると私は考えまして、この横暴というのは・・・。

「庄内町の大損害を生じさせます。」は、こういうのが今こういう形で新聞にも出ていたりするわけですが、こういった形になるというのは、庄内町というのはどうだろうということは私も含めてで、暴力事件だの何だのと新聞沙汰になってしまっていて、これでもう大損害だと思いますが、実際こういうふうになったからで、私も黙ってはいないということもあるんですよ、いろいろな面において。

私は本町の町民である以上に、本町外の国民であるといったようなごとく、この私についてやると大損害となるということで、脅威、脅威というか多分、私はずっと議員をしているわけではありません。議員を終わったあと、この議会や町役場に対して大変よく思っていないことがたくさんあり、それについて大々的な運動家となり、そういうつまり脅威とどうの、本当に脅威であると思って間違いありません。いろいろな面において私はあなたの方に対して非常に腹を立てているということも、人生それで全部を潰してやってやるというところがあります。

このとおりで、脅威に思うのはごもっともだと思います。特に國分議員にはいろいろと最初に失礼なことを言われています。大変腹を立てています。これが脅威を生じさせる、脅威とそう思ってもらってそのとおりでございます。

○石川 保委員長 今副委員長の発言中ですが、今後今の発言を皆さんと共に確認したいと思いません。

まず1点、今彼が副委員長の質問に対してお答えした内容で、末尾の部分ですが、そのお聞きした内容については、苦情2の最後にあります。「私も、全国的ないろいろと有力な経歴や人間関係をもっていて、役職ある斉藤議員の横暴は、庄内町の大損害を生じさせます。」ということで、なぜこのような文章をメールしたのかについて、今発言がありました。そしてそれに関連する発言として、「私は議員を長くするつもりはありません、そして今後町や議会に対して潰してやる」というふうな発言もありましたが、そのような理解として受けとめておりますが、そういった確認でいいですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 ではそういうふうな形で発言があったということを正確に記録しておいてください。

お聞きしたことについて、長堀議員に対して弁明の機会は後程与えますので、この審査会については質問された内容にとどめて発言をしてください。まだ意見陳述を述べる場面ではありません。分かりますか。

休憩していませんが、副委員長である國分議員に対しても、長堀議員が齋藤議員に言ったような趣旨と同じように、「私はこれだけの人間関係を持っているから、そして私は議員を続けるつもりが、長くやるつもりがないから、このような形で横暴な人間、國分議員について憤慨しているということは、そういった行動をとりますよ」と私は受けとめているのですが、そういう脅迫めいた発言をこの場でしたということで確認させていただきますがよろしいですか。よろしいですね。それについての判断はこちらでいたしますので。ですから、弁明の機会ではありませんので、後程あったら別の機会に、そのことについてもし発言する機会があれば発言をしてください。質問を続けます。

○國分浩実副委員長 先程の長堀議員の答えが彼の人間性をすべて表しているのだなというふうに私は思いましたので、私からはこれで結構です。

○石川 保委員長 では他の委員の皆さん、いかがですか。

○阿部利勝委員 私の方からも事実関係について、メールの時間軸の確認をさせていただきます。

1枚目で「本日午前9時前に議会事務局に電話をしています」の段階では齋藤秀紀議員に叩かれたということで電話したということでよろしいですか。

○長堀幸朗議員 そうか、少し先程言ったことと違うというような話でもあったので失礼しました。書いてあることはそのとおりで、先程とは少し違うということになってきまして、電話をしてからメールを書いたということになります。これより前にメールを書いたような気もしたんですが、少し間違いだった。書いてあることは私、わざと分かるように書いたので、これに書いてあることが間違いなく、先程私が言ったこととは違うくて、電話をしてからメールしたということになるわけです。あれ、そうだったかなと思うんですが、書いてあるからそうであるということで。

○阿部利勝委員 その電話した時点では、齋藤議員から自分はしていないという、いわゆる連絡は

きていなかったということですよ。この段階では自分の思いで9時前に電話をしたときは齋藤議員に叩かれたと言ったんですが、齋藤議員とはその段階でやりとりはなかったということですね。

○長堀幸朗議員 夜中にメールを作って、支離滅裂だったので1回やめて、それでその後に電話をしてからまとめてメールしたというようなことだったかなと、今言われて、今まで言ったことが時系列的な面において少し間違えてしまった。今までメールしてから電話したというふうに今日話をしていましたが、メールを途中まで作っておいてから電話したということで、メールを途中で作って、下書きでメールを作りかけにしてから電話して、電話してからここに齋藤議員から叩かれたと書いてあるので、電話してからすぐに事務局だけに言うのは変だから直接言っていないのかということもそのとおりで、直接齋藤議員に電話番号メールみたいなのをした、そしたら齋藤議員がやって来て、叩いてないよというようなことを暴力的に言い放って行って、少し違うかもしれませんが訂正させていただきます。

メールを作りかけた状態で議会事務局に電話をした。時系列的には。そして議会事務局に電話をしてからすぐに齋藤議員にこのことについて、電話番号メールで伝えた。そしたら10分ぐらいのところで齋藤議員がやって来て、いろいろとやっていないといったような趣旨で、暴力的に言って帰った。それから、メールを送るということになっていくということで、何か言っていたことが少し違っていたようでありまして、そうだったかなと。

○石川 保委員長 説明は終わります。

○阿部利勝委員 時系列に関しては理解しました。やっとなんか私も見えてきました。確かに受けとり方、その状況を私が見ていたわけではないので、そこら辺はなんとも言えないのですが、この段階で齋藤議員には最初は叩かれたと思ったのは自分の勘違いであったというのはこの文章で分かりますよね。現実的には叩かれていなかったと。真実はともかく。当然我々は普通、何らかの思いで叩かれたと思ったけれども、直接言ったら齋藤議員が来て「俺は叩いていない」と弁明したと。その言い方が暴力的だったというのはこのメールに書かれているような状況だったと、メールの中ではそうなっています。その段階で叩いていないといったときのやりとりがあって、そのとき叩いていないのかという証拠もないということが分かって、謝罪とかはしなかったのでしょうか。いわゆる誰が叩いたのか分からないということに対しての事実に対して、齋藤議員には「もし叩いてないのであればごめん」みたいな話はなかったのでしょうか。

○長堀幸朗議員 まず私は齋藤議員に叩かれたと判断している。1。実際のところ。でも、こういうふうに言ってきたのは暴力的な行動が出たので、「誰かに」という表現に変えたのであって、この流れ的に言って、状況的には齋藤議員だからで、触れていないということで新聞には出ておりますが、それはだからぶん殴ったのではないということは絶対でありまして、だから、つつい軽く叩いてしまったというようなところ、よりはひどいのですが、という程度のこととも言える内容についてでありますので、ということで。だから「あ、すみません」ぐらいのことはちらっと1回ぐらいは言った程度で、謝ったっけ。

とにかく、「あ、すみません」とは1回ぐらいは言ったと思いますし、そして誰が叩い

たのか分からないということで、変更するっていうことは直接言い合いの中で言いました。それで、それは言いました。すいませんぐらひは、ちらっと程度は言っているけど、別に土下座して謝ったりとか、深々と頭を下げて謝ったりとかは確かしていません。

○石川 保委員長 次の質問があれば。

○阿部利勝委員 そのことは分かりました。先程の齋藤議員の話を言うことは可能なのですか。

先程齋藤議員は、自分は近づいてもいないし、触れた記憶もないということを齋藤議員としては話していました。私があるときお話したのは、ひょっとして齋藤議員ではなく、あそこは角だから、空間が狭いので皆が移動したときに齋藤議員でなくて誰かがひょっとしてこちらから移動するときにすっと触れた可能性もありますよね。その件に関して齋藤議員だと思った理由というのはもし何かありますか。

○長堀幸朗議員 直接目で見たわけではないので、そのとおり、触れた可能性もあるし、私の勘違いということも当然あるわけです。当然あるという中で私は、とにかく私が冒頭の7月28日の全員協議会での発言について、いつも要領を得ないもので、どうかなというような発言が私も少なからずあると思っておりますので、これについて齋藤議員から注意を受けました。このときに。

○石川 保委員長 質問に対して完結に答えていただきたいと思います。要は、なぜ齋藤秀紀議員だと思ったのかということを知りたいんです。

○長堀幸朗議員 ですから、それと同時にばんと叩いて言ったとか、言ってから叩いたとかいう状況でした。したがって、触れた可能性があるとか、実際にその叩くところを見ていたわけではないので、違う場合もあるし、何らかのことで私が勘違いをしていることもあるんですが、その範囲の中で私は齋藤議員にそういったことをされ、それも結構な衝撃だったわけなんです。

○石川 保委員長 もう一度お聞きしますが、なぜ齋藤議員なんだと断定をした理由について伺っています。長堀議員の発言は長堀議員自身の勘違いもあるというふうなことを言ったり、齋藤議員なんだと言ったりしています。なぜ齋藤議員だと長堀議員が思ったのか、そして叩かれたというふうに思ったのか、そのことについてのみ発言してください。

○長堀幸朗議員 こうやって来て、歩いてきて、ここに来て、隣に来て、バンって叩いて、何か今日の発言についてこれはよくないというようなことを言って行ったからです。

○石川 保委員長 ではもう一度私の方から聞きますが、そのときにそれでは顔は確認したんですか。顔は確認したんですか。

○長堀幸朗議員 声を聞いて来たということで・・・。

○石川 保委員長 では顔を確認したんですか。

○長堀幸朗議員 顔は見えていません。

○石川 保委員長 確認はしていない。

○長堀幸朗議員 確認はしていない、はい。

○石川 保委員長 確認していない。では確認していないのになぜ齋藤議員なんですか。

○長堀幸朗議員 だってここに座っているのが齋藤議員・・・。

- 石川 保委員長 座っている人間が後ろになって叩けるわけがないでしょう。どうやって確認したんですかと聞いています。
- 長堀幸朗議員 別に前向いてなくなって、ここに座っている人がいるというのはとりあえず分かるわけで、立ち上がれば立ち上がったなというのは一応見てなくたって大体分かる。すぐそこにいる人だから。そしてここに来たというのも、別に確認しなくたって大体分かるわけです。そして叩いたといってもすぐその人が立ってここに来て叩いたと・・・。
- 石川 保委員長 もう一度お聞きしますが、長堀議員の位置関係からしたら、我々も全部長堀議員の背後に行けるんです。もう一度お聞きします。齋藤秀紀議員から叩かれたとあなたが確認、確信した理由はなんですか。なかったら確信はありませんと、私の想像ですということになりますがいいたですか。
- 長堀幸朗議員 目の端の方でその動き等を捉えている。それが直接的に見ていたわけではないんですが、それが確信する理由です。
- 石川 保委員長 では続いて質問。
- 阿部利勝委員 その際にですが、今の似た議論をその前の聞き取りの段階で、副議長と話し合われた件で、副議長から電話が来ました。というのは、長堀議員は叩かれた現場を阿部議員が目撃しているはずだとおっしゃったのは事実でしょうか。
- 長堀幸朗議員 「はずだ」までは言ってなかった気がしますが、そのとき一応叩かれたみたいなことを阿部議員がちらっとぼそっと言ったように聞こえた。でもそのときは・・・。
- 石川 保委員長 説明はやめてください。委員の皆さんに申し上げますが、これは私の行動に対する発言もありましたので、私の方から事務局長立ち会いのもとでしたが、齋藤議員だったという確信について、同じようなことを言ったときに、「確信が持てない、分からない」という発言を長堀議員はしていますよね。その際、他の誰かは見ていませんかと言ったときに、「阿部利勝議員が見ていました」といった発言があったので、すぐその場で阿部利勝議員の方に電話で聞いたところ、「そのような事実はありません」と答えています。ですから今ははずだとかではなくて、あの際はしっかりと長堀議員の口から「阿部利勝議員が見ていました」という発言があったので、その内容についてはそういう事実のもとに、事務局長立ち会いのもとに、阿部利勝議員の方に確認をさせていただいたんだということだけは事実関係としてとどめ置いていただきたいと思います。
- ということで、今の阿部議員のなぜ私の名前が出たのかという質問に対してはそのような形で受けとめていただきたいと思います。
- なお、この正式の政治倫理審査会の中ではその言った覚えはないという形で、はっきりとは言っていないんだというふうな長堀議員の発言もありましたので、それも同時に記憶にとどめ置いていただければというふうに思います。
- 他に阿部委員の方からはありますか。また、なければ後程。
- 鎌田準一議員 それでは私の方からも長堀議員に少し質問いたしたいと思います。まず事実関係が大事であります。今いろいろ縷々話を聞いておきますと、叩かれたというふうな事実が本当にあったかどうかということが審査の一番基本になります。長堀議員は、今いろいろ

縷々過程があったと思いますが、叩かれたということが現実的に証明できないと、例えば我々に対して嘘のメールを流したということになります。ですから、長堀議員がもし叩かれたという事実が自分の感覚だけ、思いつきというか、受けた感傷で申し上げているだとすれば、これはいろいろ誤解を招く可能性がありますので、長堀議員は叩かれたということについて、ここで確実にイエスカノーで判断してもらいたいのですが、それは事実だと自分は思いますか、それとも事実ではないと今言いますか、どちらですか。

○長堀幸朗議員 叩かれました、事実です。

○鎌田準一議員 叩かれましたという事実を長堀議員は思っただけ、それはあなたが受けた感覚でありますから私には分かりません。どうやって叩かれたか、その現場にもいませんでしたから、私もその事実を見ておりませんから、長堀議員がおっしゃったことが事実だとすれば、今度はそれをメールで他の人に出したということは、それは事実ですということ間違いなく言わないと、長堀議員は人を中傷したことになりますので、それは覚悟しておりますか。

○長堀幸朗議員 私は叩かれました。だから、とにかく叩かれました。

○鎌田準一委員 分かりました。それは叩かれたということですね。でも叩かれたことを証明はできない。

○長堀幸朗議員 写真にも残っていないし、痣等・・・。

○鎌田準一委員 イエスカノーだけでお願いします。

○長堀幸朗議員 証明するものは私の発言だけです。

○鎌田準一委員 そのとおりだと思います。長堀議員の発言でしか。私はその発言を信用しますが、事実、証明ができなければそれは長堀議員が嘘をついているということになります。これは、世の中でいくら自分がこうしたああした、こううけたと言っても、誰かが証明しないとそれは事実にならないんです。そこのところで例えばあやふやなままに自分のことを第三者にメールで伝えるということは、ある意味その方を中傷する目的でメールを出すということでは受けとれないとなるわけです。そういう危険性を持っているということ、このメールについては、長堀議員は認識しておりましたか。

○長堀幸朗議員 まず、証明できないといけないというのは違いますということを言わせて、あやふやではないということを言います。あやふやではありません。メールを出したこと、これは報告として、新聞にも出ていましたが事務局に送ったのであって、中傷とかではないということを私は主張します。

○鎌田準一委員 分かりました。そのことはそういうふうに。

それで、またさらに何うのですが、報告したのだという考え方、本当に我々議員として、例えば人を名指しでこういうことをしましたというのを他の人に伝えるということ、つまり二人でしか知らない事実を第三者に知らしめるということになります。警察に訴えるか訴えないかというのはそういうことなんです。ですから、第三者にそれを認めてもらわないと、当事者同士の話というふうになります。ですからどちらの話も真実だということになります。すると我々としてはどういうふうにこれを受けとめて判断するかということ、い

いわゆる議会の議員として相手の中傷したのではないかということ。あるいは長堀議員が言っている主張が間違っていないとしても、そのことで非常に迷惑を受けた方がいらっしやるかもしれないということ。それによってもっと多くの人がああでもないこうでもないと言わざる議論をすること。そういうことまで、議員としての立場でものを言う場合は影響するということを長堀議員は自覚されましたか。

○長堀幸朗議員 一般国民ではなく、議会の議員としてという、そういう目線においてという話をいただきました。暴力を振るわれたといったような事柄、暴力を振るわれたので、それは大変許され…大した、特に、殴られて骨折したわけではありませんが、私はこれを暴力といったような意味合いにおいて、逆に議員として問題にするべきこととも言えると考えます。

○鎌田準一委員 問題にするべきということはいいいでしょう。議員といっても一人の人間ですから、何か暴力を受ければ当然その暴力に対して、何がしかの攻撃、対処するというのは人間としてそれはできることですからいいんです。それは悪いとはいいません。でも、議会の中で起きたことを、そうやって個人の暴力を受けたの受けないという判断は正直言いますとこれは大変な問題なんです。そうしますと、これは議会の中に報告するよりも即警察に行かなければいけない話なのです。でも長堀議員は議会の事務局を警察の代わりにしてメールを出しているということになります。これは、長堀議員がいくら弁解しても、個人と個人の感情のもつれの中を、叩いたとか叩かれていないとか、やっていないとかやっているとかという話だけで、メールを他人に出すということ、これは非常に危険な行為だということ。それは議員でなくてもおなじことなんです。議員じゃなくてもそういうふうにしたら警察に訴えられますし、例えば SNS で炎上させるような、たとえば、嘘のメールを出したりしたらこれは大変なことになります。そこら辺はぜひ私は自覚をしていただきたいというふうに思います。そのことについては反論はいりません。

だから、私が申し上げたいことは、今縷々請求議員の方からいろいろありました。長堀議員は長堀議員の中で確かに暴力を受けたという実感があるんだということは私も理解します。でもそれがいいとか悪いとかいう判断ではありません。長堀議員はそう思うだけであって、他の人がどう判断するかというのはこれからの問題だということ。しかし事実だけを確認いたしました。このことは大変重要な話になります。ただ単に、長堀議員をすとかされるとかそういうふうな話ではありません。

長堀議員は先程来非常に不満を持っていると、議会に対しても町に対してもというふうにおっしゃいました。それはどんな人間もいろんな不満はあります。疑問もありますし、言いたいこともあります。でも言う場所と言うときと、言う内容によって様々な波紋を呼びますから、ぜひこれからも過去においてもいろいろなことがあったとお聞きしましたが、それを私は問いませんが、この事件に関しては慎重な自分の姿勢を見せさせていただきたい。これを、自分のしていることだけが正しくて相手のしていることが悪いというような話だけで終始するということは難しい判断でもあります。判断は私ども委員でしますが、事実はそのようなことだというふうに受けとめましたので、もし弁明の機会もあるということで

ございますので、申し上げることがあれば弁明でお聞きしたいというふうに思います。

○阿部利勝委員 次、私の方は2枚目の長堀議員のメールに関してお伺いいたします。苦情その2のメールです。7月31日の早朝に出された中で、これは齋藤議員の方にもお伺いして、両方から情報を聞かないと、こちらは客観的な判断はできないのだということで、同じ質問になりますが、このメールの4行目の「品格ない横暴を受けました。ひどい。」とメールを書いていますよね。4行目。これは例えば齋藤議員が本当にしていないのであれば、当然自分はしていませんと、一般論であれば強い口調で言いたくなるという心情は多分あると思われま。その中で長堀議員の、これは多分主観的でいいのでしょうかけれども品格のない横暴というのはどのような状況だったのでしょうかということをお伺いいたします。

○長堀幸朗議員 何度も申し上げております。齋藤議員にこの内容について伝えました。事務局に電話した後に伝えて、それからメールを送ったという流れであるようで、そしたら家にやって来て、ピンポンピンポンピンポンピンポンと結構な勢いで3度、4度と、いや、2回3回くらい。そして出てきたら「何なんだよ」というようなことで、その口調は感情的甚だしく、しかもマスクをしないで、それで内容的にはそれを見たのかといったようなことを聞かれました。目で見たのかといったようなことを。それで、直接は見ていないという趣旨を答えて、見ていないのに何を言うというぐらいの話で。すみませんということをちらっと程度には言って、それで、では「誰かに叩かれた」ということで変更しますということを行いました。

それが、品格のない横暴というのは、今言った、人の家をピンポンピンポンとかやられて、事前にメールで今からこれについて言いに行くのでどうのと何もなくて突然やって来て、マスクもなしに小さくはない声で随分な言いようで、それを家の敷地の中で。だから横暴ということで私は・・・。

○阿部利勝委員 先に齋藤議員にお話を伺ったときに、どうしてアポなしで行ったのかということもお伺いしたら、長堀議員は電話しても出ないからということをおっしゃっていましたが、それは何か理由でもあったのでしょうか。

○長堀幸朗議員 電話しても出ないというのはなんとも言えないところですが、例えばマナーモードにしている場合も結構あるので、今回は、それはなかったのではないかなと思いますし、それについては電話番号メールで齋藤議員に送ったんですから、逆に齋藤議員は電話番号メールで会話するがごとくすればいいのにと思ったりするという。それについてはそうです。

○阿部利勝委員 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○石川 保委員長 他にありますか、ありませんか。

では、私の方からですが、今の叩いた、叩かれたという感じで、先程鎌田議員の方からもありましたが、なかなかこれは直接証明すること、あるいは今日もそうですが、長堀議員の回答があっちに行ったりこっちに行ったりすると。正副議長室において長堀議員から来ていただいて直接聞いた際も、阿部委員の話が出たり、そしてこの叩かれたことについてはなかったことにしてくれという発言がありますが、再度叩かれたという事実はあるの

かどうかをもう一度お聞きします。

- 長堀幸朗議員 叩かれました。結構強い……。
- 石川 保委員長 分かりました。ということは、正副議長室において私と議会運営委員会の副委員長がお聞きした際に、なかったことにしてくれというのは、あれは嘘の供述だったと認めていいですね。
- 長堀幸朗議員 それは散々な言われようで、脅迫、暴力的にいろいろ言われたために、何かその力に負けて……。
- 石川 保委員長 もう一度お聞きしますが、今暴力、脅迫めいた発言というのは、それは私のことを言っているのか……。
- 長堀幸朗議員 そうです、そうです、そのとおりです。
- 石川 保委員長 では私から脅迫的な形で質問されたというふうに受けとめたので……。
- 長堀幸朗議員 なんか負けてしまって、なかったことにしてくれといったようなことを少し、1回ぐらいは言ったかもしれませんが、全体的な話としては別になかったことにしてくれという話ではなく、1回ぐらいはそういったことを押されて言ったようなことがあったかもしれませんが、その程度でありまして……。
- 石川 保委員長 委員の皆さんに申し上げますが、後程局長の方からもコメントをいただきますが、8月3日に議長の命を受けて正副議長室において副議長並びに議会運営委員会副委員長、そして事務局長立ち会いのもとに今回のメールについて聞き取りをしたことがございます。その際の私の長堀幸朗議員についての質問が脅迫的だったという発言がありました。その事務局長としての見解についてお聞きしておきたいと思えます。
- 事務局長 今の会話もそうですが、なかなか質問に対しての回答がそのとおり出ないという状況もあったので、確かに声が大きくなる場面はあったわけですが、聞き出すためにそう言っているだけであって、私個人的には脅迫というような言い方ではなかったというふうに認識しております。
- 石川 保委員長 委員の皆さんはそういうコメントがあったということをお頭の頭に置いてください。そこでですが、それはそれとして先程言ったように、鎌田議員からも発言があったように、やはり今回、叩かれたということであれば、医療機関も含めて警察に被害届を出すなりして、その後警察がここに介入すればその事実関係云々についても何らかのアクションが起きたと思いますが、それをしなかった理由についてお聞きしたいと思います。
- 長堀幸朗議員 私は別に齋藤議員にぶんどられたわけではありません。どこか骨折をしたわけではありません。つまり、程度においては今言った強く叩かれた程度なので、特に警察に言うほどの暴力ではないと判断したからです。事務局に叩かれたと報告するのが丁度いい。事務局というのはつまり、開催元だからです。この場合、全体の開催元として。開催元としてであります。強く叩かれたりしても殴られたわけでも強くぶんどられたということではないし、その程度において警察に言うというほどではないと考えました。
- 鎌田準一委員 今の発言で確認しますが、警察に言うほどではなかったというふうなのはそれでいいでしょう、言い分ですから。あとはその今いったように、叩かれたけど、叩いた本人

は自分では特定しないしできないというふうにしてここで確認してよろしいですか。つまり叩かれたということは誰かが叩いたんですよ、でも叩いた本人を特定することは私はできないというふうにして確認できますか。

○長堀幸朗議員 先程申し上げましたとおり目の端で見ている・・・。

○鎌田準一委員 イエスカノーかで教えてください。

○長堀幸朗議員 おそらく齋藤議員に叩かれた。

○石川 保委員長 では私の方からですが、それも聞き取りの際に長堀議員は確認をしていないと、直接確認をしていないので阿部議員の名前が出てきたわけですが、今の聞き取った内容と違いますが、なぜ阿部議員の話が出たのか、先程と違った見解があればお聞きしておきたいのと、先程は、齋藤議員は犯罪者だと、そういう言い方もしたんです。

○長堀幸朗議員 はい、しました。

○石川 保委員長 しましたでしょう。ということは、そういう言い方をするのであれば、しかるべき専門の立場の方に訴えて調査をしていただくことが筋だというふうに思いますが。叩かれたわけじゃない、殴られたわけじゃない、先程は強く叩かれた程度であるとかですね、表現がいろいろ変わっているんです。ということも含めてもう一度今回のことについて齋藤議員が自分を叩いたと言った根拠について、長堀議員の説明をお聞きしたいと思います。

○長堀幸朗議員 阿部議員の話は、阿部議員が言ったような感じだったというようだけの話で・・・。

○石川 保委員長 それは認めません。それは先程の話と違うので。

○長堀幸朗議員 認められなくてもそうです。私は最初にこの会話において阿部議員が言ったようだったと、本当か本当か本当か、イエスカノーか、イエスカノーか、みたいな感じのことを何回も聞かれて、そのうち1回ぐらいは阿部議員が言ったと言って、でも言ったようだったというような形で言ったうちの1回が、阿部議員が何か「あ、叩かれた」というようなことを言ったというのは10回のうち1回で、あと9回は言ったようだったと言って・・・。

○石川 保委員長 誰の10回ですか。

○長堀幸朗議員 そして次、犯罪については私の家に来て、ピンポンピンポンピンポンピンポンピンポン、「おい何だよ」ということでマスクもしないで、それがあったから犯罪だというふうに合わせた上で出てきた内容でありまして、その・・・。

○石川 保委員長 分かりました。ということで、それで今もありましたが、マスクをしないで突然やって来てチャイムを鳴らして話すということはなぜ犯罪なんですか。

○長堀幸朗議員 だって今新型コロナウイルスの時期に、ここにいる人達もみんなマスクをしているのにも関わらず、1mぐらいの距離で齋藤議員は・・・。

○石川 保委員長 もう一度お聞きします。なぜ、犯罪なんですかと聞いているんです。なぜ、犯罪。長堀議員が犯罪と言ったんですよ。

○長堀幸朗議員 法律的な問題だと脅迫行為だったから。いきなり家にやって来て、住宅である家に、家にやって来て、家の敷地の中でピンポンとかそれは何ていうか。家の敷地にやって来たからです。

○鎌田準一委員 一言だけ長堀議員に申し上げたいのですが、あなたは人の行為を犯罪だというふうに今言いました。でも犯罪か犯罪でないかという、そういう大それたことは、個人の感覚とか考え方だけで決めることではなくて、適切な第三者がいて、そして両方の言い分をきちんと伺って、それで判断する。つまり、言葉で言えば簡単に犯罪ですが、完全に刑法の問題とか、そういう問題になりますので、犯罪だというふうにこうやって公の場でこういうふうに申し上げられると、自分の考えと自分の判断だけで人を犯罪者扱いするということは大変危険な話になりますよ。それは十分確認できておりますか。

○長堀幸朗議員 すみません。

私的な会話のところで言うならいざしらず、ここは公的な場で裁判所に次ぐぐらいの場所でもあるというわけで、犯罪だという言葉を使うという事柄について、よく考えて他の表現を使うべきところを、特に議員であるわけなので、それができていないということで、大変議員としてなっていないというふうに反省します。

○石川 保委員長 そこで、あとはですが、私の方から公務の欠席の件についてお聞きしておきたいと思います。

8月21日の日に公務であった広報常任委員会を欠席しているわけですが、日程調整の際にいろいろやりとりがあって、その後、その席も含めて日程の変更についての申し入れは行っていますか。

○長堀幸朗議員 まず14日か21日とかいう話でした、確か、最初に。それで14日はお盆だし都合が悪いという発言をする方がいて、大体雰囲気的にはそうだという感じでもあったけど、21日については、私はとても都合が悪いということで発言しています。ただし公務ではないのですがとても都合が悪いということで発言しました。

○石川 保委員長 ということは確認しますが、日程の変更は申し入れていないということですね、分かりました。

それで、先程の発言にもありましたが、私は議員を長くする気はないんだということの発言もありましたが、その真意についてはどういうふうに受けとめればいいのか説明してください。

○長堀幸朗議員 議員を長く続けるつもりはない、そういった趣旨のことは先程言いましたが、続けは、何と言ったらいいのでしょうか、例えば1期で、何か2年ぐらいで任期になるわけで、そうするとその後に立候補したって当選するかどうかは分からないし、例えばずっと議員としてやっていこうとは思っていません、今現在。

○石川 保委員長 では改めてお聞きしますが、議員に立候補した理由についてお伺いします。

○長堀幸朗議員 はい、それはいろいろなところで聞かれて言われたり、言ったり、何か最初に紙に書いたものが出回っているとおりであります。まず、立候補者が少ない、欠員状態であるということが新聞や報道でたびたびされていた、それを私の親戚が見つけて、私に勧めたからです。

○石川 保委員長 それとですが、前年の6月の山形県沖で発生した地震の際にも広報常任委員会を結果的には遅刻をしたということになってはいますが、欠席というか遅れてきています。

このことも含めて、公務優先という考えをこれまで何度となく、当時の議会運営委員長であったり、私の方からも指導助言をしています、公務を最優先させるということについての考え方をお聞きしておきたいと思います。

- 長堀幸朗議員 そのとおりであると考え、例えば鶴岡市の地震のときに遅刻をした、欠席したということは悪いことで、誠に申し訳ございません。ということがあります。
- 石川 保委員長 ということを含めると、今回の理由である8月21日の際に日程変更の直接の申し入れもせず、公務優先でなくなることが分かっていたにも関わらず、日程の変更、そして東京の方へ行ったということになりますが、そのことについて改めて思いがあればお聞きします。
- 長堀幸朗議員 これはいいこと、悪いことにおいて悪いことに当たり、また、度重なることとも言え、どうもすみません。そして日程の変更を申し入れてということは、これはなんということなのかということなんですけど、委員長は午後からそのとき会議が終わってから、終わる前に、欠席するなら欠席届を出していけばいいよと言ったことを会議の終わる前とか終わった後とかに発言があった、親切に言ってくださったことを受けて、これは確かに新聞に書いてあるとおり突然のこと、日程が急遽決まりやむを得なかったということが書いてありますが、こういった表現で、やむを得ず度重なり、公務優先というか、常任委員会、特にあるわけなので、絶対出席しなければならないということに当然なっている委員会であるわけなので、欠席したということについてはやはり悪いことで、誠に申し訳ございません。
- 石川 保委員長 にも関わらず東京の方に行ったわけですが、その理由についてお伺いします。
- 長堀幸朗議員 國分議員には「もう1期当選することはないよ」とか「次の仕事を考えた方がいい」というようなことをここ1年以内に言われ、それもあって私は中型自動車の免許を10万円かけてとってきたほどです。これは先輩議員であるから、その言葉を受けて行って来たわけですが、今言ったような理由により、今後、先程も言いましたが、議員としてもう1期は立候補してひょっとしてなることはあるかもしれないけれど、そんな長期期間においてとなると、というふうに考えておまして、とにかく、少し話がずれて長くなって失礼させていただきまして、今度補欠選挙があり、そしてそこで1名はまた新たに議員となることができるようですが、1名ではどうかなと、私都合のいい言い方ですが、これにこの〇〇〇の教員採用試験の二次試験を受験してきました。
- 石川 保委員長 発言の途中ですが、私が聞いているのは、「すみません、度重なっていると、申し訳ありません」ということを言いながら、なぜ〇〇の二次試験ということもあるようです、北海道もあるようですが、公務を欠席することが分かりながらなぜ行ったのですかと、そのことを聞いているのです。
- 長堀幸朗議員 今度の補欠選挙に合わせて辞職することも考えているからです。辞職して次の職業に就くというそういう方向を考えているからです。大体の話として。
- 石川 保委員長 大体。
- 長堀幸朗議員 大体。だからそれはまず、これは辞職する場合、つまり、7月1日が多分補欠選

挙の後の議会開会とかいうことなので、一般的な卒業は3月31日の4月1日付の交代だから、少しここにずれがあるということで、ぴったりとはいかないという。だからここで教員採用試験に合格し、登録して採用となれば一応なるつもり、それに合わせて議員を辞職するつもり。補欠選挙に合わせて。

でもそれはあくまでも教員採用試験に合格し、登録され、採用となった場合でありまして、補欠選挙で1名でなくて2名でなれるといいなという私の考え方もあって、せっかく立候補するならたくさんの方がなれるといいと思って、それもあって、あと國分議員などに次の仕事の準備をしたらとか言われていることも合わせて。

次の仕事の準備をしたら、次の仕事の準備をしたらと私は言われているんですよ。なんでそんなことを國分議員に言われなきゃいけないのか、あんたはそんなに偉いのかよというように言えるんです。でも一応先輩議員ですから、言われたとおりにそれはそれでやっているんです。

- 石川 保委員長 発言の途中ですが、皆さんと共に確認をしたいと思います。長堀幸朗議員が以前もありましたが、自分の答えの中で興奮して、個人的な中傷にも似たようなこと、そして大きな声を上げたということは記憶の中にとどめていただきます。
- 國分浩実副委員長 今の話、私はどこでどういう場面で言ったか全く記憶はないのですが、ただこういうことは言われた側はいつまでも残ると思うから、もし私が言っていたとすれば、どこの場面だか知らないし説明しなくてもいいですが、そこは私としてはお詫びしておきます。申し訳ありませんでした。
- 石川 保委員長 確認しますが、私がお聞きしたのは、長堀幸朗議員は、これはまずいと、公務最優先ということは分かっているけれども、議員を辞めることを前提にしていたので、8月21日は欠席しましたと聞こえたのですが間違いありませんか。
- 長堀幸朗議員 違います。先程言ったように、合格したら、合格して採用となったら、それに合わせて議員を辞職する。合格しないし、採用もないというような状況であれば議員は辞職しない。任期までするという意味です。
- 石川 保委員長 最後になるとは思いますが、実は去年の6月の際にもこういったことはだめですよということで、もし行くのであればそういったボランティアとか公務を欠席するというのであれば、他の議員の方から議員を辞めてからしなさいと、そして最後にこれは何回かあるわけですが、最後に議長からもきちんとけじめを付けた行動をしなさいというふうに言われていますね、そのことについての記憶はありますか。
- 長堀幸朗議員 そう、ちらっと小声で早口でそういったようなことを言われています。
- 石川 保委員長 確認しますが、これは議事録の方でも確認していますが、議長の口述としてきちんと残っています。そういった指導をしているということも含めて、頭に残っているということでもありますので、それでなおかつ先程のいろいろな条件はあるようですが、公務よりも8月21日が最優先だったと、そのための欠席だったというふうに理解してよろしいですか。
- 長堀幸朗議員 まず議員を辞めてからしなさいとかけじめをという話は、私はそれを公的発言と

しては、じゃなく、帰り際に立ったときとか座ったときじゃなくて・・・。

- 石川 保委員長 それについては訂正しておりますが、議長の口述の中できちんと会議録に残っている内容ですので、それは長堀議員の勘違いです。
- 長堀幸朗議員 そうすると、私は議員を辞めないです。その場合ははじめをどうのこうのというのは違って、つまりこれは言ってみればいいえといったところです。ここで言われたことについては要するにいいえということで、先程申し上げましたとおり、都合がよすぎるといいうい方もありますが、合格し採用となったら、3月31日なり、6月、ちょうど補欠選挙のときに合わせて辞職をして、学校の先生になり、そして採用もなにもないといったような場合はそのまま任期期間を続けるというのが意志ではあるわけですが、これについて悪いことである、すいませんという内容であり、でもそこまで生活もかかっているその他の理由により、議員を辞めてはじめを、この方がよりすばらしくいいことであるがしかし、私はここまではできないです。
- 石川 保委員長 本当にこれが最後ですが、そうすると、公務優先、公務優先と長堀議員が言っていますが、長堀議員自身の判断では公務よりも優先するものがあって今回がたまたまそれに当たるということは、いろんな長堀議員が考えていることの中では、議会の公務が最優先ではないというふうにとりませんが、そういうふうには理解していいですか。
- 長堀幸朗議員 誠に申し訳ございません。これは何よりも最優先にすべきことであるということはおもってもであり、私は最優先にしたいと思っておりますが、いくつかできなかったということで、誠に申し訳ございません。最優先にするべきだけどもできませんでしたといったところです。すみません。
- 石川 保委員長 また同じような答えが返ってきているので、私の方から最後になりますが聞きますが、いろんな報道機関からの情報によると、インタビューに対してこれまでも議会の公務というのは休んでもいいのだというような趣旨を発言していたというふうに漏れ伝わってきていますが、こういった事実はありませんか。
- 長堀幸朗議員 議会の公務を休んでもいいと、それはだって会話で、年次有給休暇はないですからねとか、年次有給休暇ですよねということをおらっと会話で記者の方に言ったときがありまして、それについて「そうそう」みたいな感じの対応をとったことがあります。それは議員として良くなかったと、今言われ、すみません。今度そういうふうには言われたら、そういったことを言ったようなことがあり、議員たるものもときちんとして、きちんと、大変よくなかったということをおらともっと言って、それにより、ですね・・・。すみませんでした。それは少し会話で、そういったような対応をしたことがあります。すみません。
- 石川 保委員長 いろいろお聞きしましたが、何かあれですか。
- 國分浩実副委員長 一通り皆さん質問しました。最後、公務の件については一定のお詫びをしたということではあるのですが、今の教員試験の件に絡むのですが、教員試験が受からなかったら、受からなかったらそのまま議員活動をしていきたいという希望があるのであれば、今回の聞き取りの中でも何回か声を荒らげて、脅しと取られるような発言をしたり、そう

いうことは私も、先程長堀議員からいろいろと言われて、記憶にはなかったけれども失礼なことを言ったんだと思ったからお詫びをしましたが、ああいう態度を続けていかれるようであれば、とてもではないけれども私は長堀議員と一緒に議員活動をするのは難しいかなど、そこら辺もいろいろ考えてください。

○長堀幸朗議員 はい、分かりました。

○鎌田準一委員 最後になりましたので、長堀議員にぜひお考えいただきたいことが一つあります。この現状についてです。長堀議員がいろいろ縷々言われたことを、私は素直に受けとりますし、齋藤議員から言われたことも素直に受けとります。そのどちらがいいか悪いかという判断は、私は今のところしておりません。

おりませんが、長堀議員にご注意申し上げたいのは、長堀議員の申し上げていることがすごく攻撃的になる場合があります。いわゆる簡単に言いますと、喧嘩両成敗ではないのですが、どちらの言い分もあって、どちらも良くどちらも悪いということがよくあります。ですから、自分の主張だけが正しくて、相手の言っていることが間違っているんだという言い方だけで物事をやりますと、こういうふうな形でどちらが審査会にかけられているのか分からないという話になります。ですから別に審査会にかけられたから長堀議員が犯罪者ではないですし、何もそんなに追及する場でもありません。

ですから、事実をきちんと把握した上で、感情的になった部分はあると思いますが、そこは少し抑えていただいて、よく考えながら発言をいただいて、私どもも真剣に審査をいたしますが、ぜひその辺はこれからの活動、どういうふうにされるのか私は分かりませんが、お続けになるということであれば、今副委員長からも話があったように、お互いに分かり合える立場で発言をしていかないと、ただ単に一方的に攻撃されたりしたりしているだけだと、いつまでたっても良くなりませんので、そこはぜひ深く考えていただいて、これからも活動をしていただきたいなというふうに申し上げておきたいと思います。

○石川 保委員長 それでは他にないようであれば以上で長堀幸朗議員の聞き取りについては終了といたしますが、よろしいですか。

では、以上で終了します。ご苦労さまでした。

【16：07 被請求議員（長堀幸朗議員）退席】

○石川 保委員長 暫時休憩します。 (16時07分 休憩)

○石川 保委員長 再開します。 (16時13分 再開)

(1) 庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求についての対応として次回の会議を10月1日午前9時30分から第2委員会室において開催することに決定していかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○石川 保委員長 そのように決定することといたします。もし他になければ(1)の関係については終わりますが、(2)その他については何かございますか。事務局ありますか、ないですね。

では、以上で2の事件を終了します。3その他ですが、事務局なし、皆さんもありません。

んか。

(「なし」の声あり)

○石川 保委員長 それでは、以上をもちまして庄内町議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦勞さまでした。

(16時14分 散会)